

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【公開番号】特開2001-1619(P2001-1619A)

【公開日】平成13年1月9日(2001.1.9)

【出願番号】特願2000-120044(P2000-120044)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 C 9/10

B 6 5 C 9/26

【F I】

B 6 5 C 9/10

B 6 5 C 9/26

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月8日(2004.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

これと共に、カード完成後の表面保護性が図3Bに示す他の顔画像入りカード103に比べて向上する。図3Bに示す顔画像入りカード103はホログラム像13の偽変造防止箔13A及び硬化型保護層12を各々一層にずつ形成したものである。多重にするものは硬化型保護層12のみに限られることではなく、所定膜厚の硬化型保護層12と偽変造防止箔13Aとを組み合わせて多層にしてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

カード基板11の裏面にはサインパネルや、運転免許証の筆記層などが設けられる場合もある。この例では、カード基板11が1枚ずつ生カード供給部42から搬送ベルト装置41へ投下するように自動供給される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0160

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0160】

この実験結果によれば、硬化型保護層12の膜厚Thが $Th < 0.5 \mu m$ ときはバリが発生するが支障はない。しかしながら、 $Th < 0.5 \mu m$ ときは転写温度Txに関して90, 100, 190, 230, 250のいずれの場合も膜付き性が劣化し、カード表面から硬化型保護層12が容易に剥がれてしまったり、転写時に支持体が変形する原因となる。